

公表資料

令和3年9月24日  
防衛省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職  
状況の報告（令和3年4月1日～同年6月30日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和3年4月1日から同年6月30日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

- ※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）
- 事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室  
電話：03-3260-0812（直通）

## 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和3年4月1日～同年6月30日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	-	-	33	33

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分												合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	8	-	-	-	-	1	4	-	2	17	-	1	33

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告  
(令和3年4月1日～同年6月30日分)

別紙2

【自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況 及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3, 4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
1	与田 敦夫	55	海上自衛隊幹部学校企画部長	-	-	-	-	R1.8.1	R3.6.11	新明和岩国航空整備株式会社	航空機・航空機用装備品の修理・改造及び整備	常務取締役整備本部長	無	無	
2	榎森 豊	56	海上自衛隊厚木航空基地隊司令	-	-	-	-	R1.11.6	R3.4.26	株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル	建設コンサルティング業務	施工管理員	無	無	
3	宮本 善弘	55	自衛隊佐賀地方協力本部長	-	-	-	-	R1.12.1	R3.6.1	株式会社シアーズホーム	住宅建築事業、住宅リフォーム事業等	営業企画部次長	無	無	
4	堤 秀一	56	陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部直轄研究員(陸上自衛隊健康駐屯地業務隊長)	-	-	-	-	R2.2.1	R3.4.1	徳島県庁	地方公務	地域創生観光部企画幹(課長級)	無	無	
5	外園 博一	62	防衛装備庁防衛技監	-	-	-	-	R2.3.31	R3.6.14	一般財団法人防衛技術協会	防衛装備品、防衛技術並びに先進汎用技術に関する調査研究、防衛技術ジャーナルの発行並びに講演会、セミナー等の開催等、防衛省等に対する技術的協力・支援	顧問(非常勤)	無	無	
6	外園 博一	62	防衛装備庁防衛技監	-	-	-	-	R2.3.31	R3.6.23	公益財団法人防衛基盤整備協会	防衛思想の普及、防衛装備品等の生産・調達、防衛施設の建設並びに情報セキュリティ及び国際規格等の認証等に関する事業	理事(非常勤)	無	無	
7	高田 克樹	57	陸上自衛隊陸上総隊司令官	-	-	-	-	R2.4.15	R3.4.1	東芝インフラシステムズ株式会社	社会インフラ事業関連の製品・システム開発・製造・販売等	顧問	無	無	
8	河村 延樹	60	防衛医科大学校副校長(企画・管理担当)	-	-	-	-	R2.8.5	R3.4.1	一般社団法人防衛医科大学校同窓会	同窓会の運営	顧問兼相談役	無	無	
9	中村 吉利	60	地方協力局長	-	-	-	-	R2.8.5	R3.5.1	三菱電機株式会社	製造業	顧問	無	無	
10	岡田 真典	57	海上自衛隊第22航空群司令	-	-	-	-	R2.8.25	R3.5.21	沖電気工業株式会社	通信機械器具・関連機器製造業	顧問	無	無	
11	柴田 昭市	58	防衛装備庁長官官房装備官(陸上担当)	-	-	-	-	R2.8.25	R3.4.1	株式会社小松製作所	建設機材、産業機械等の製造、修理及び売買	顧問(常勤嘱託)	無	無	
12	宮木 浩	60	航空自衛隊航空警務隊司令	-	-	-	-	R2.10.13	R3.4.1	内閣府遺棄化学兵器処理担当室	遺棄化学兵器の廃棄処理事業等	事業参与(任期付職員)	無	無	
13	小澤 豊	56	海上自衛隊自衛艦隊司令部付(海上自衛隊自衛艦隊司令部監察主任幕僚)	-	-	-	-	R2.11.9	R3.5.1	株式会社大島造船所	船舶製造・修理業	艦装工作部運転課技能職	無	無	
14	河合 龍也	56	陸上自衛隊中央業務支援隊副隊長	R2.8.28	陸上自衛隊中央業務支援隊副隊長	R2.8.28	R2.11.24	R2.11.24	R3.4.1	浦安市役所	地方公務	危機管理監(任期付職員)	無	有	

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況 及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3, 4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
15	日高 隆	55	海上自衛隊潜水艦教育訓練隊司令	-	-	-	-	R2. 12. 1	R3. 4. 1	三波工業株式会社	電子機器の整備、修理及び製造	所長付	無	無	
16	青木 義昌	57	陸上自衛隊情報学校長	-	-	-	-	R2. 12. 22	R3. 4. 1	中国電力株式会社	発電事業、小売電気事業等	地域共創本部 防災専門役 (嘱託)	無	無	
17	菅野 俊夫	57	陸上自衛隊陸上総隊システム通信団長	-	-	-	-	R2. 12. 22	R3. 4. 1	KDDI株式会社	電気通信事業	顧問(嘱託)	無	無	
18	杉本 孝幸	58	海上自衛隊横須賀地方總監	-	-	-	-	R2. 12. 22	R3. 4. 1	株式会社IHI	航空機用原動機製造業	顧問	無	無	
19	谷村 博志	57	自衛隊体育学校長	-	-	-	-	R2. 12. 22	R3. 4. 1	ジブラルタ生命保険株式会社	個人保険、個人年金保険、団体保険等	顧問	無	無	
20	外屋 寿郎	57	陸上自衛隊第2施設団長兼船岡駐屯地司令	-	-	-	-	R2. 12. 22	R3. 5. 1	日本生命保険相互会社	生命保険業	顧問	無	無	
21	増子 豊	57	統合幕僚副長	-	-	-	-	R2. 12. 22	R3. 5. 1	株式会社SUBARU	自動車、航空機等並びにその部品の製造、販売及び修理	顧問(常勤)	無	無	
22	六車 昌晃	57	陸上自衛隊武器学校長兼土浦駐屯地司令	-	-	-	-	R2. 12. 22	R3. 4. 1	三菱重工株式会社	パワー、インダストリー&社会基盤、航空・防衛・宇宙	防衛・宇宙セグメント顧問	無	無	
23	吉野 俊二	57	陸上自衛隊九州補給処長兼目達原駐屯地司令	-	-	-	-	R2. 12. 22	R3. 4. 1	一般社団法人シーソック	中国遺棄化学兵器処理	運用統括Gp長	無	無	
24	照井 修	60	九州防衛局次長	-	-	-	-	R3. 1. 15	R3. 5. 14	駐留軍要員健康保険組合	駐留軍等労働者及びその家族に対する保険給付や保険事業	理事	無	無	
25	長谷 和生	66	防衛医科大学校長	-	-	-	-	R3. 1. 22	R3. 6. 29	一般財団法人防衛医学振興会	医学研究の推奨及び助成、講演会の開催・助成	会長	無	無	
26	新宅 正章	56	陸上自衛隊第1高射特科団副団長	R2. 3. 16	陸上自衛隊第1高射特科団副団長	R2. 3. 16	R3. 3. 15	団長の補佐に関する業務	R3. 3. 15	R3. 4. 1	千葉県庁	地方公務	災害・危機対策監	無	有
27	中川 宏樹	55	陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部統率教育室教官(陸上自衛隊第24普通科連隊長)	R2. 11. 9	①陸上自衛隊第24普通科連隊長 ②陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部統率教育室教官	①R2. 11. 9 ②R2. 12. 22	①R2. 12. 21 ②R3. 3. 15	①部隊指揮官 ②統率教育を実施する教官	R3. 3. 15	R3. 4. 1	和光市役所	地方公務	防災・危機管理担当職員(部長級)	無	有
28	安武 智彦	55	陸上自衛隊第4師団司令部監察官(陸上自衛隊東部方面航空隊第4対戦車ヘリコプター隊長)	R3. 1. 15	陸上自衛隊第4師団司令部監察官	R3. 1. 15	R3. 3. 15	監察に関する業務	R3. 3. 15	R3. 4. 1	福岡県庁	地方公務	防災危機管理専門監(特定任期付職員)	無	有
29	國分 良成	67	防衛大学校長	-	-	-	-	R3. 3. 31	R3. 5. 1	株式会社富士通フューチャースタディーズ・センター	国際問題の調査・研究とアドバイス	顧問(非常勤)	無	無	
30	多賀 浩之	60	北海道防衛局総務部長	-	-	-	-	R3. 3. 31	R3. 5. 1	恵庭市役所	地方自治体の行政業務	総務部 基地調整参与	無	無	

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況 及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3, 4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
31	野々上 尚	65	防衛監察監	-	-	-	-	R3. 3. 31	R3. 6. 17	上田廣一法律事務所	弁護士業務	弁護士	無	無	
32	山田 力	60	沖縄防衛局管理部次長	-	-	-	-	R3. 3. 31	R3. 6. 1	拓南製鐵株式会社	鉄鋼製品の製造及び販売	営業部顧問	無	無	
33	只野 豊	60	海上自衛隊潜水医学実験隊実験第1部長(自衛隊舞鶴病院長)	R3. 1. 20	海上自衛隊潜水医学実験隊実験第1部長	R3. 1. 20	R3. 4. 25	部務統括	R3. 4. 25	R3. 5. 1	自衛隊横須賀病院	内科等診療業務	診療部内科医官	無	無

(注1) 離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に離職前の求職開始日があった場合を含む。)には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「-」と記載している。

(注2) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注3) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注4) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。